

木曽こどもカフェネットワーク 規約

(名称)

第1条 この会は、木曽こどもカフェネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 この会は、子どもと大人の あたたかなつながりの中で、地域が一体となって子どもたちの成長を支えることを目指し、木曽地域における 学習支援、食事提供、悩み相談等の子ども支援に関わる者が連携し、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 子どもの居場所づくりに関する情報交換
- (2) 学習支援、食事提供、悩み相談等、各機能の運営支援や担い手育成
- (3) その他、ネットワークの目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 この会の構成員は、第2条の目的に賛同する個人、団体、地方公共団体 及び関係機関とする。

- 2 この会に入会又は退会しようとする者は、別に定める参加申込書により、代表運営委員に申し出るものとする。
- 3 構成員は、ネットワークを通じて営利を目的とした活動を行ってはならない。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表運営委員 1名
 - (2) 運営委員 若干名
- 2 代表運営委員は、会議において会員のうちから互選する。
 - 3 運営委員は、代表運営委員を補佐し、ネットワークの活動に関する企画・運営を行う。
 - 4 運営委員は、代表運営委員が会員のうちから選任する。
 - 5 代表運営委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第6条 ネットワークの活動を実施するために、木曽こどもカフェネットワーク 全体会議（以下「全体会議」という。）を開催する。

- 2 全体会議は、代表運営委員が招集し議長となる。
- 3 全体会議は、構成員又は構成員の指名する者により行う。
- 4 代表運営委員は、全体会議に必要と認める者の参加を要請することができる。
- 5 本会の運営に資するため、運営委員会を置き、必要に応じ代表運営委員が招集する。

(事務局)

第7条 ネットワークの庶務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の体制及び運営については、代表運営委員が別途定める。

(規約の変更)

第8条 この規約を変更しようとするときは、全体会議に出席した 構成員の過半数による議決を経なければならない。

(委任)

第9条 本規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し、必要な事項は 代表運営委員が運営委員の意見を聞いて別に定める。

附 則

本規約は、平成 30 年 2 月 22 日から施行する。

本規約は、平成 30 年 6 月 30 日から施行する。

本規約は、令和 元年 6 月 24 日から施行する。